

品川区産業活性化支援事業助成金交付要綱

制定	平成 9年	6月23日	区長決定	要綱第71号
改正	平成10年	5月11日	区長決定	要綱第43号
改正	平成11年	6月 3日	区長決定	要綱第86号
改正	平成13年	3月30日	部長決定	要綱第77号
改正	平成19年	5月14日	区長決定	要綱第82号
改正	平成20年	5月30日	区長決定	要綱第89号
改正	平成21年	3月31日	区長決定	要綱第94号
改正	平成22年	5月24日	区長決定	要綱第78号
改正	平成23年	4月28日	区長決定	要綱第70号
改正	平成24年	3月28日	区長決定	要綱第56号
改正	平成25年	3月13日	区長決定	要綱第30号
改正	平成26年	3月10日	区長決定	要綱第20号
改正	平成27年	3月25日	区長決定	要綱第155号
改正	平成28年	3月 1日	区長決定	要綱第 86号
改正	平成29年	3月15日	区長決定	要綱第32号
改正	平成30年	3月26日	区長決定	要綱第71号
改正	平成31年	4月 1日	区長決定	要綱第238号
改正	令和 3年	4月 1日	区長決定	要綱第116号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業等の企業活動を活性化させるための事業に係る経費の一部を品川区産業活性化支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、区内の活性化を図ることを目的とする。

(助成事業および助成経費)

第2条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）および経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるもののうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、区長に対し、ポータルサイトを用いたオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 助成対象事業
- (3) 助成対象事業の実施計画
- (4) 助成対象経費およびその内訳
- (5) 助成金の交付申請額
- (6) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成金の

交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

（助成金の交付・不交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不相当と認めるときは助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の前払い）

第7条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者（以下「交付対象者」という。）のうち、別表に定める新製品・新技術開発費助成、ソフトウェア開発費助成の助成金交付を受けるものについては、助成金の前払いを交付決定額の50%を限度として指定期日までに請求書（第4号様式）により区長に請求することができる。

2 区長は、前項の請求を受け、必要かつ適当と認めたときは、助成金の前払いをすることができる。

（助成事業の変更等）

第8条 交付対象者は、助成対象事業の内容および助成対象経費の配分を変更し、または助成対象事業を中止しようとするときは、オンライン申請によりあらかじめ区長からその承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の各経費区分ごとの配分額の20%以内の額の変更については、この限りでない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）

(2) 実施事業名

(3) 中止または変更の理由

(4) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成対象事業の内容および助成対象経費の配分を変更し、または助成対象事業を中止しようとする交付対象者は、あらかじめ助成対象事業変更（中止）承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の各経費区分ごとの配分額の20%以内の額の変更については、この限りでない。

4 区長は、第1項または前項の申請を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、変更（中止）承認通知書（第6号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（助成事業遅延等の報告）

第9条 交付対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の進行状況について、指定期日までに書面により区長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、区長に対し、オンライン申請により速やかに実績の報告をしなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人にあっては、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 実施事業名
- (3) 助成対象経費総額
- (4) 助成金額
- (5) 助成対象事業の実施内容および成果
- (6) 助成対象事業の収支に関する事項
- (7) 次条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求する旨
- (8) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）およびその他必要と認める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による報告を受理した場合は、速やかに実績報告の内容を審査するものとする。その結果、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成対象事業に要した実績額に応じて交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（第8号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 前条の規定により交付確定通知を受けた交付対象者への助成金の交付は、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める助成のうち別に定めるものに係る交付確定通知を受けた交付対象者は、指定期日までに請求書により助成金の交付を区長に請求しなければならない。ただし、第7条の規定において前払いを受けているときは、当該金額を除く金額について請求するものとする。

3 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定および交付確定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定および交付確定の内容またはこれに付した条件その他の法令違反したとき。

（助成金の返還）

第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定および交付確定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

2 交付対象者は、第12条の規定により助成金の額が確定された場合において、第7条の規定によりすでにその額を超える助成金の交付を受けているときは、指定期日までに確定額を超える助成金を返還しなければならない。

（違約金および延滞金）

第16条 交付対象者は、前条第1項の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）に

つき年10.95%の割合で計算した違約金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

- 2 交付対象者は、前条第2項の規定により確定額を超える助成金を返還する場合において、指定期日まで返還しないときは、指定期日の翌日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

(検査)

第17条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から適用する。

付則

この要綱は 平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は 平成22年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は 平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は 平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は 平成25年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別表

助成対象事業	具体的内容	助成金交付対象者	助成対象経費	助成金額
雇用確保支援事業	区長が指定した省力化のための自動化・ロボット化に係る設備導入経費の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小企業者。ただし、みなし大企業および区長が別に定める業種を除く。	設備費用等	助成対象経費の3分の2 (限度額100万円、千円未満の端数切捨て)
競争力強化支援事業	①新製品・新技術開発費助成 新製品、新技術を開発する際の企画・設計から試作品製作までの経費の一部を助成する。	中小企業基本法に定められた中小企業者のうち、製造業その他区長が認める業種に属する事業を営むもの(以下「中小製造業者等」という。)で、区内に1年以上継続して主な事業所を置く見込みのあるものおよびそのグループ。ただし、次のいずれかに該当する企業(以下「みなし大企業」という。)を除く。 ① 一つの大企業(中小企業以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している企業 ② 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している企業 ③ 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業 ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合	開発事業費	助成対象経費の3分の2 (限度額250万円、千円未満の端数切捨て)

	②ソフトウェア開発費助成 ソフトウェア開発を行う企業に対し、開発に係る経費の一部を助成する。	中小企業基本法に定められた中小企業者のうち、製造業または情報通信業その他区長が認める業種に属する事業を営むもの（以下「中小製造業者・情報通信業者等」という。）で、区内に1年以上継続して主な事業所を置く見込みのあるものおよびそのグループ。ただし、みなし大企業を除く。	開発事業費	助成対象経費の3分の2 （限度額100万円とし審査により決定する。千円未満の端数切捨て）
	③ISO認証取得費助成 ISO認証取得のための講座・研修受講費、コンサルタント委託費、審査費の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小企業者。ただし、みなし大企業および区長が別に定める業種を除く。	内部監査員養成等を目的とした講座・研修受講費 コンサルタント委託費 審査費	助成対象経費の3分の2 （限度額60万円とし、申請件数により調整する。千円未満の端数切捨て）
	④知的財産権取得費助成 国内の特許権・実用新案権・意匠権・商標権取得のための弁理士費用、特許庁費用の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小企業者。ただし、みなし大企業および区長が別に定める業種を除く。	弁理士費用、特許庁費用（出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料）	助成対象経費の3分の2 （限度額20万円とし、申請件数により調整する。千円未満の端数切捨て）
販路拡大支援事業	①国内展示会出展費助成 区長が指定した国内で行われる展示会に出展する企業に対し、その出展スペース料の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小企業基本法に定められた中小企業者（以下「中小企業者」という。）およびそのグループ。ただし、みなし大企業および区長が別に指定する業種を除く。	出展スペース料	助成対象経費の3分の2 （限度額20万円とし、申請件数により調整する。千円未満の端数切捨て）

	<p>②海外展示会出展費助成 区長が指定した海外で行われる展示会に出展する企業に対し、その出展に係る経費の一部を助成する。</p>	<p>区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小企業者およびそのグループ。ただし、みなし大企業および区長が別に指定する業種を除く。</p>	<p>出展スペース料 展示品等運送費・保険料 通訳人件費</p>	<p>助成対象経費の3分の2 (限度額50万円とし、申請件数により調整する。千円未満の端数切捨て)</p>
	<p>③品川パビリオン共同出展費助成(国内) 区長が指定した国内で行われる製造業等の展示会に品川パビリオンとして共同出展する企業に対し、その出展スペース料の一部を助成する。</p>	<p>区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者等およびそのグループ。ただし、みなし大企業を除く。</p>	<p>出展スペース料</p>	<p>助成対象経費の3分の2 (限度額20万円、千円未満の端数切捨て)</p>
	<p>④品川パビリオン共同出展費助成(海外) 区長が指定した海外で行われる製造業の展示会に品川パビリオンとして共同出展する企業に対し、その出展に係る経費の一部を助成する。</p>	<p>区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者等およびそのグループ。ただし、みなし大企業を除く。</p>	<p>出展スペース料 展示品等運送費・保険料 通訳人件費</p>	<p>助成対象経費の3分の2 (限度額50万円、千円未満の端数切捨て)</p>
	<p>⑤メイドイン品川ブランド認定助成 メイドイン品川ブランドに認定された製品について、そのPRに係る経費および製品ブラッシュアップに係る経費を助成する。</p>	<p>区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者等のうち、メイドイン品川ブランドに製品認定された事業者。</p>	<p>認定製品PR等にかかる経費のうち次のもの。 展示会出展スペース料 販売促進経費 都立産業技術研究センター利用料</p>	<p>助成対象経費の10分の10 (限度額20万円、千円未満の端数切捨て)</p>
	<p>⑥外国語版ホームページ作成費助成 外国語ホームページの作成費、および作成にかかる翻訳費の一部を助成する。</p>	<p>区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者等。ただし、みなし大企業を除く。</p>	<p>ホームページ作成費 翻訳費</p>	<p>助成対象経費の3分の2 (限度額10万円、千円未満の端数切捨て)</p>

	⑦企業PR用動画作成費助成 企業PR用動画作成にかかる委託費の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者等。ただし、みなし大企業を除く。	動画作成費	助成対象経費の3分の2 (限度額20万円、千円未満の端数切捨て)
産学連携推進事業	①都立産業技術研究センター使用料等助成 区長が指定した都立産業技術研究センターおよび公設試験研究機関等が提供するサービスを利用した場合、その経費の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者等。ただし、みなし大企業を除く。	①都立産業技術研究センターにおける次の利用料 技術支援料 製品開発支援料 研究開発料 ②国立研究開発法人産業技術総合研究所における次の利用料 依頼試験料 開放設備使用料	助成対象経費の3分の2 (限度額10万円、千円未満の端数切捨て)
	②産学連携開発支援 製品開発等に際し、大学・研究機関等と連携して共同研究等を行う際、その経費の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者・情報通信業者等。ただし、みなし大企業を除く。	共同研究等委託費	助成対象経費の3分の2 (限度額50万円、千円未満の端数切捨て)
企業連携推進事業	①ものづくり地域企業ネットワーク再生支援 中小製造業者等との取引が新規に発生した場合、取引額の一部を助成する。	区内に1年以上継続して主な事業所を置く中小製造業者等。ただし、みなし大企業を除く。	物品購入費 外注加工費 研究開発委託費	助成対象経費の10% (限度額100万円、千円未満の端数切捨て)

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地
事業者
代表者

品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書

品川区産業活性化支援事業助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

(1) 実施交付対象事業名

(2) 事業実施計画書 別紙（様式1-1）のとおり

(3) 助成事業に要する経費および補助金交付申請額

①助成対象経費 円

②助成金交付申請額 円

(4) 経費内訳書 別紙（様式1-2）のとおり

担 当
連絡先
電 話
E-mail

様式 1 - 1

1. 事業実施計画書

事業名	
事業実施者	(名称)
	(所在地)
	(資本金) 万円 (従業員) 名 (品川区に事業所を設置した年) 年
事業予定期間	
事業内容	
期待される効果	
助成対象経費 総額	

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 濱 野 健 印

品川区産業活性化支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成事業名

2. 助成金交付決定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 濱 野 健 印

品川区産業活性化支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 助成金不交付となった事業名
2. 理由

第4号様式（第7条関係）

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

交付対象事業名 「 _____ 」

年 月 日

品川区長 あて

年 月 日付 第 号で交付確定通知のあった助成金について
品川区産業活性化支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、上記のとおり請求
します。

所在地
事業者
代表者

印

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

所在地

事業者

代表者

品川区産業活性化支援事業中止（変更）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり中止（変更）したいので、品川区産業活性化支援事業助成金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1. 実施事業名

2. 中止（変更）の理由

第6号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 濱 野 健印

品川区産業活性化支援事業中止（変更）承認通知書

年 月 日付で中止（変更）承認申請のあった助成事業について下記のとおり承認します。

記

承認内容

1. 交付対象事業名 「
」
2. 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり
3. 付帯条件

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地
事業者
代表者

品川区産業活性化支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業について、品川区産業活性化支援事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施事業名
2. 助成対象経費総額
3. 助成金額
4. 助成事業の実績報告
 - (1) 助成事業実施内容および成果
(注) 助成事業の成果を明らかにするための報告書を添付すること。
 - (2) 助成事業収支決算書
(注) 領収書等支払金額の確認できる書類を添付してください。

第8号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長 濱 野 健印

品川区産業活性化支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付第 号で通知した助成決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 助成事業名

2. 助成金交付確定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円